

青森生存権裁判判決に関する声明

2013・1・25

青森生存権裁判原告団

青森生存権裁判弁護団

青森生存権裁判を支援する会

生存権裁判を支援する全国連絡会

本日、青森地方裁判所は、生活保護を受給する高齢者7名が青森市（6名）及び八戸市（1名）を被告として、老齢加算を減額・廃止する保護変更決定処分及び老齢加算分の保護費増額を求める保護変更申請に対する却下処分の取消しをそれぞれ求めた裁判について、老齢加算廃止の違法性を認めることなく、いずれも原告らの請求を棄却する判決を言い渡した。

生活保護の老齢加算は、高齢者に特有の生活需要を満たすため、70歳以上の生活保護受給者に対して、1960年以来永年にわたり支給されてきた。老齢加算は、高齢の生活保護受給者にとって、憲法25条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」を実現するため不可欠の制度である。ところが、国は、老齢加算を2004年度から2006年度にかけて段階的に廃止した。この結果、青森県の場合、70歳以上の生活保護受給者は、単身世帯で月額8万5630円（2級地）ないし7万7560円（3級地）だった生活扶助費（冬期加算時除く）につき、1万6680円（2級地）ないし1万5430円（3級地）もの給付（約20%）を奪われることとなった。

老齢加算の全廃から既に約6年が経過しているが、この間、残念ながら原告1名と原告の夫1名が亡くなっている。その他の原告も、高齢化と健康状態の悪化が進む中で、必要以上に食費や水道光熱費等を削り、人付き合いや趣味を次々と諦めながら生活してきた。

「魚の切り身半身を夫婦二人で分けて食べるようになった」「ティッシュペーパーが買えないので痰を新聞紙でとるようになった」「灯油を節約するためにできるだけ布団の中で過ごす」「香典が包めなため葬式に参加できず、『親戚の縁を切る』と言われてしまった」—このような実態を前にして、原告らに「健康で文化的な最低限度の生活」が保障されているとは、到底いえないはずである。

しかし、青森地裁は、このような原告らの生活実態を正面から捉えることなく、被告・厚労省の主張を無批判に受け入れ、老齢加算の廃止を追認したものである。とりわけ、我々は、2級地・3級地であり、かつ、寒冷・積雪地である青森県で生活する高齢被保護者の特殊性を指摘し、その実態を実感してもらおうべく原告ら自宅の検証を求めていたにも拘わらず、検証の申し立てを却下し、実態を無視して、判決がこれに対して一顧だに与えなかったことは極めて遺憾である。

現在、我が国では、長期にわたる経済不況と社会保障施策の後退を背景として、格差と

貧困が拡大し、生活保護受給者数は過去最高を記録している。他方で、近時、生活保護受給者に対する誤解や偏見をあおる風潮や、保護基準の引き下げを含む生活保護制度の改悪の動きが加速している。生活保護基準が最低賃金や各種公租公課の非課税・減免基準と連動している以上、この動きが進むならば、生活保護受給者のみならず、広範な国民の生活に打撃を与え、日本社会の貧困はさらに深刻化しかねない。

本来、司法は、政府の政策によって個人の人権が侵害された場合に、憲法と法律に基づいてこれを救済することを使命とするはずである。青森地裁の判決は、原告らの生活実態を正しく認識することのないまま、厚生労働大臣の裁量を無批判に広く認めるものであって、違憲審査権を持っているはずの司法の役割を放棄しているといわざるをえない。

我々は、この不当な判決に対して控訴をし、全国各地の生存権裁判の原告・弁護団・支援団体と連携して、老齢加算の復活・生活保護制度の改悪阻止と拡充を目指し、最終的に勝利するまで全力を尽くすものである。

以上